様式第２号（第３条関係）

|  |
| --- |
| 墓地使用許可証 |
| 許可番号 | えびの市指令　第　　　　　　号 |
| 使用者 | 本籍 |  |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 墓地の名称 | 墓地番号 | 面積 | 使用料 |
|  |  | 　　㎡ | 　　円 |
| えびの市墓地条例第４条の規定により、墓地の使用を許可します。　　　　　　年　　月　　日えびの市長　　　　　　　　印　 |

裏面

|  |
| --- |
| 【注意事項】１　墓地の使用は、他に譲渡し、又は転貸することはできません。２　使用者が死亡若しくはその他の理由により使用権を承継しようとする人は、速やかに市長に届け出て許可を得なければなりません。３　使用者が市外に住所を有することとなった場合は、本市に住所を有する代理人を選任し、市長に届け出なければなりません。４　次の場合は、所定の手続きが必要となります。(１)　使用者及び代理人の住所、氏名等の変更があったとき。(２)　許可証を紛失し、汚損又はき損したとき。(３)　現在使用している墓地を返還するとき。５　次の場合は、使用の許可を取消すことがあります。(１)　条例又は同施行規則に違反したとき。(２)　使用区画を著しく荒廃させたとき。(３)　許可を受けた日から３年を経過しても墓地を使用しないとき。 |